様式第２　主要な直課対象の固定資産項目

	主要な直課対象の固定資産項目	当該固定資産項目の価額（単位：円）	当該固定資産項目を直課している電気通信役務の別	当該固定資産項目を直課している理由
有形固定資産				
機械設備				
空中線設備				
通信衛星設備				
端末設備				
市内線路設備				
市外線路設備				
土木設備				
海底線設備				
建物				
構築物				
機械及び装置				
車両及び船舶				
工具、器具及び備品				
休止設備				
土地				
リース資産				
建設仮勘定				
無形固定資産				

（記載上の注意）

１　「主要な直課対象の固定資産項目」の欄には、各固定資産について具体的な内容が分かるように個別に列挙すること。

２　「当該固定資産項目を直課している電気通信役務の別」の欄には、音声伝送役務又はデータ伝送役務のいずれかを記載すること。

３　全ての固定資産区分について、本様式及び様式第３の各欄に記載する主要な固定資産項目の価額の合計額が、当該主要な固定資産項目が構成する固定資産区分全体の三分の二以上となるようにすること。